

○岡山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則

(令和 5 年 2 月 24 日公安委員会規則第 4 号)

改正 令和 7 年 12 月 5 日公安委員会規則第 9 号

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則を次のように定める。

国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第 11 条及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年岡山県条例第 8 号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、岡山県公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、岡山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
 - (2) 法令等 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
 - (3) 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名
 - ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
 - ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名
 - (4) 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。
 - (5) 申請等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術活用法」という。）第 3 条第 8 号及び情報通信技術活用条例第 2 条第 6 号に規定する申請等をいう。
 - (6) 処分通知等 情報通信技術活用法第 3 条第 9 号及び情報通信技術活用条例第 2 条第 7 号に規定する処分通知等をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用す

る用語の例による。

(対象となる手続等)

第3条 情報通信技術活用規則第11条第1項の規定により公安委員会が定める手続等並びに情報通信技術活用条例第3条及び第4条に規定する手続等のうち、公安委員会等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等は、警察本部長が別に定めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて警察本部長が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

- 2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。
- 3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
 - (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定による請求により登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書
 - (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- 5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができます。
- 6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合
- (4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項及び情報通信技術活用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公

安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出
(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
 - (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和7年12月5日公安委員会規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。
(岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止)
- 2 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年岡山県公安委員会規則第10号）は、廃止する。